

監査公表

令和2年度に実施した監査の結果を公表します。

大村市監査委員 高木邦彦
大村市監査委員 山口弘宣

財務監査

実施期間 令和2年9月7日～令和3年2月19日

監査の主な実施内容

大村市監査基準に準拠し、関係書類の提出を求め、書類審査を行い、必要に応じて関係職員からの説明聴取を実施した。

指摘事項

▼措置内容の順に掲載

契約事務

・官民連携型国際交流事業業務委託において、事務処理の遅滞により、4月当初から1年間分の契約に必要な手続きが間に合わず、4月分と5月以降分を分割して契約している。

▼今後は、適正に事務を行う。

・履行期間が重複し、請負業者が同一である業務を分割して発注している。

▼今後は、合わせて発注を行う。

【監査の結果】

監査の対象に係る財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理は、おおむね法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めていると認められるが、次のとおり一部において不適正な事務処理および改善を要する事項が見受けられた。

各部署におかれては、事務の執行に当たり、引き続き根拠法令などの順守および各種業務に係る手引き、ガイドラインなどの活用による適正な事務の遂行とさらなる事務の合理化および効率化に努められたい。

特に契約事務に関しては、指摘事項に至らないものの中に、個々の業務に係る事務は適正に行われているが、複数の業務を一体のものとして事務を執行することが可能と思われるものが散見された。事務の合理化と効率化の観点から、一体のものとして事務の執行が可能なものについては、業務の集約化を検討されたい。

財政援助団体等監査

実施期間 令和3年1月15日～2月19日

監査の対象

・団体 大村市体育協会
・補助金 大村市体育協会運営費補助金 県民体育大会補助金

監査の主な実施内容

大村市監査基準に準拠し、監査の対象に係る関係書類の提出を求め、書類審査および現地確認を行い、必要に応じて関係職員からの説明聴取を実施した。

指摘事項

▼措置内容の順に掲載

・預金通帳およびその届出印を管理者および管理者の許可を受けた者以外の者が使用可能な場所に一緒に保管している。

▼預金通帳とその届出印を施錠できる場所に別々に保管し、保管場所の鍵は別々に管理するように改善を行った。

【監査の結果】

監査の対象における財政的援助等に係る出納その他事務は当該財政的援助等の目的に沿って行われているとおおむね認められるが、以下のとおり改善を要する

事項が見受けられた。

大村市体育協会(以下「協会」という。)におかれては、預金通帳およびその届出印は、施錠ができる所に別々に保管するとともに、管理者以外の者が管理者の許可なく使用することができないように管理体制の見直しを行われたい。

【意見】

協会におかれては、今後ますます大村市におけるスポーツの普及および振興を図っていただくとともに、市民の体力向上および健康増進のため一層の事業の推進に努められたい。

所管課におかれては、今後とも協会との連携を図り、協会の円滑な事業運営の支援のため、適宜必要な報告を求め、適切な指導監督に努められたい。

※紙面の都合により要約内容を掲載しています。全文は、市ホームページで閲覧できます。QRコードからご確認ください。

◎財務監査(定期監査)



◎財政援助団体等に対する監査



■監査委員事務局(内線345)